

【木之本福祉ステーション】指定管理者募集要項等への質問に対する回答

質問事項	質問内容	市からの回答
引継ぎについて（募集要項 P20 予約等の引継ぎについて）	現指定管理者と次期の指定管理者が変更となる場合引継ぎが必要となりますが、この引継ぎの範囲に通所介護事業の利用者（契約者）は含まれるのでしょうか。ご教示願います。 また、含まれる場合は、具体的な引継ぎプロセスについて説明願います。（新旧の指定管理者の責務・役割等について）	通所介護事業につきましても、本施設の指定管理業務の一部であることから、引継ぎの範囲に含まれます。 ただし、通所介護事業の利用は、利用者と指定管理者（事業所）との個別の利用契約に基づくものであるため、貸館予約のように自動的に利用者が引き継がれるものではなく、「利用者の意向を最大限尊重すること」を前提とした引継ぎとなります。 なお、業務の引継ぎに関しては、基本協定(案)第 45 条に記載しています。